

令和5年 産炭地域振興・エネルギー調査特別委員会 開催状況
 (経済部資源エネルギー局資源エネルギー課)
 (総務部危機対策局原子力安全対策課)

開催年月日 令和5年7月13日
 質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員
 答弁者 経済部長、資源エネルギー局長、
 原子力安全対策担当局長、
 エネルギー政策担当課長、環境安全担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 エネルギー政策について</p> <p>(一) 安全という判断について (高橋委員) 通常国会で、5本の原子力関連法が束ね法案として個々の法案の審議を行うこと無く、強行的に採決をされました。GX脱炭素電源法です。 規制委員会の審査が終了した原発の再稼働と、廃炉となる原発の建て替えが、その中心にあり、政府の原発回帰を露骨に示した法律であろうと思います。 しかし、GX法が成立しても、「第6次エネルギー基本計画」の前文にある「東京電力福島第一原発を経験した我が国としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度の新たな削減目標を目指すこととし、原子力については、安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する。」という文言は消えることがありませんでした。 世界を驚愕させ、ふるさとを奪い、国土を大きく損失させた事故は、私たちを「原発神話」から現実に取り寄せました。 人知を超えて未だに多大な影響をもたらしている原発に、今後依存はしないというこの勇気をこの計画の前文は与えていただいているというふうに思っております。 そこで、質問いたします。 「原発は安全性を全てに優先する」と知事の本会議の答弁でした。 それでは、安全であると1うことは誰が判断するのかお伺いいたします。</p> <p>(二) 安全の説明について (高橋委員) 規制委員会の前委員長であります田中俊一さんは、その退任会見で「審査基準適合は、安全か安全で無いかの二者択一ではなく、絶えず安全性の見直しを図り、継続的に安全の向上を図ること」というふうに言っております。 いわゆる、「規制委員会の審査基準適合は、現時点で基準に適合しただけであって、それを持って安全であるとは断言できない。」ということです。 政府が再稼働するというなら、何かあった場合は政府の責任で規制委の責任ではないと、ちゃんと逃げ道を作っているわけでありませうか。 さて、安全は誰が判断するのでしょうか。</p>	<p>(環境安全担当課長) 原発の安全性についてであります。原発の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的枠組みの中で行われているところでございます。 国においては、原子力規制委員会が新規制基準に適合することを確認することにより、安全性が確保されることが確認されたものとの考え方を示しております。 道としましては、福島第一原発事故の教訓など最新の知見を反映した基準に基づき、規制委員会において、施設・設備等のハード面と、運営体制等のソフト面を一体とした審査・検査を行い、確認すべきものと考えているところでございます。</p> <p>(環境安全担当課長) 道民への説明についてであります。原発の安全性については、規制責任を担う国と保安責任を負う事業者が責任をもって説明すべきものと考えているところでございます。 審査状況や安全対策などについて、道民の皆様に対し、説明を尽くすことは事業者の責務であることから、道としては、北電自らが、さまざまな機会を通じ、わかりやすく、ていねいな情報提供に努めるよう求めているところでございます。 また、原発の安全対策については、内容が専門的で難解な用語も多く、道民の皆様にはわかりにくい面もあることから、道としては、「原子力専門有識者会合」を開催するなど、道民の皆様へ、よりわかりやすい説明となるよう努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質問】 (高橋委員) 危機管理監も「原発の安全性の追求に終わりはない。」というふうに答えております。つまり、いつまで経っても原発は安全だとは言えないと最高責任者の危機管理監が認識しているということですね。 規制委が審査基準適合とした場合、安全であるという保証のない危険な原発を、原発立地県である道の地元の判断を求められるわけであります。道はどのようなスタンスで、このことについて道民に説明し、どのような基準で判断されるのか、お伺いしたいと思いません。 併せて、原子力専門有識者会合は、原発に関する解説が任務でありまして、原発の安全性を説明する組織ではないはずでございます。答えになっていないというふうに思います。</p> <p>【再質問】 (高橋委員) どっちも丸投げになってるんですね。国は地元の判断が必要と言っている、地元は国が決めてくれと言っている。だけど求められるのは立地県である道と地元なんです。今、北電は26年の12月に再稼働したいという考えのもとで物事を進めて行ってます。 そうすると、あと3年で判断を求められる事になるんですね。道も立地県として。ですから避けて通れない。その判断をどうするんですかとお聞きしているんです。国が判断すれば、立地県としての判断はしないで国のおりに行いますということなのか、はっきり言っていたいただきたいと思いません。</p> <p>(高橋委員) 言っていることはわかりますけれども、ちょっと変えて言います。立地県としての判断を求められることになるということだけは、確認できますか。</p> <p>何かいろいろ時間がかかっているようですけれども、どこの原発の再稼働も地元の知事のね、判断を国の方が大事にしているんです、求められるんですね。 ですから、北海道だけ例外になるということはないんです。 従って、泊原発を稼働させるかどうかという判断を地元の長として国が求めてくると思います。 あと3年、どういってお考えをまとめられるのか、これは大事なことと思っております。 そして、それを道民にきちっと理解してもらえよう説明することも大事な仕事です。 ぜひ、そこだけは迷わないで、当然のことながらあることですから、明確に答えられるようにこれからもきちっと準備をしていただきたいと思いません。</p>	<p>(原子力安全対策担当局長) 道民への説明についてでございますが、原発の安全性については、規制責任を担う国と保安責任を負う事業者が責任をもって説明すべき、そういうふうに考えているところでございます。 原発の安全対策につきましては、内容が専門的で難解な用語も多いことから、道民の皆様にはわかりにくい面もあります。そうしたことからですね、道としましては、「原子力専門有識者会合」を開催してですね、有識者の方から助言をいただきながら、北電に対して分かりやすい説明を求めてまいるなど、道民の皆様によりわかりやすい、難しい説明がわかりやすくなるように努めてまいりたいと思っております。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) 泊発電所についてでございますが、原発の安全確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われているところでございます。 道としましては、原子力規制委員会において、最新の知見を反映した新規制基準、こちらに基づきまして、審査・検査を行い、確認すべきものと考えておりまして、その結果について、責任をもって説明するよう引き続き求めてまいります。 なお、泊発電所につきましては、現在、原子力規制委員会における審査が継続中であることから、予断を持って申し上げる状況にないと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 行政の進め方について (高橋委員)</p> <p>G X法についてですけれども、規制委員会が会議を開きましたけれども、5人の委員の一人である石渡明委員が原発の60年超の運転に異議を唱えました。他の委員も「締め切りに制限があり拙速な手法で違和感がある」というふうに苦言を呈しました。</p> <p>この背景に、経産省資源エネルギー庁と規制委の事務局である原子力規制庁が事前に意見交換をしていたことが明らかになりました。</p> <p>原発事故を防ぐことが出来なかった理由の一つとして、規制委が原発事業者側に取り込まれる「規制の虜」という現象が挙げられました。規制委は、高い独立性を持った「三条委員会」ですが、経産省の職員である規制委員会事務局が経産省に配慮して、結論ありきで進んだ事が明らかになったわけであります。</p> <p>これは、知事の諮問機関でもある各種審議会や専門家委員会などで、事務局となる道が結論を誘導するようなものと同じことになるわけですが、同じ行政に携わる官僚としてどのように思われるか、見解をお聞きしたいと思います。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>まさしくその通りなんですよ。まさしくその通りだけれども、そういうふうにはしてこなかったことが明らかになってしまったんですね。</p> <p>そして今、規制委は泊原発の審査を行っておりますけれども、これもこれまでも何度も報道されておりますけれども、この地震動の関係を含めても10年かかっている。結論を出せない状況の中で、規制委は九州電力と関西電力から助言をもらうようにアドバイスを、その手続きをとったんですね。どちら側に向いているかということです。これは本当に規制委の信頼が薄れていくのではないかなと思っています。</p> <p>そして以前も規制委の中からも声が出ていました、泊原発には原発の専門家がいないのかと。私たちになぜ説明ができないのかということだったんですね。まあ、業を煮やしたんでしょう。お手伝いをしなきゃいけないと思ったんでしょう。他の電気事業者にそういうふうにアプローチをしてやったということになるわけですよ。ですからこの件、今の中山委員長になってから、よりそっちの方向が強くなってきているなという気が非常に強くなってきている。ですから独立した第三者機関と言っておりますし、今も部長もそうあるべきだと言っておりましたけれども、この規制委員会だけはなかなかクエスチョンだなという気がするわけであります。</p> <p>(四) 安全対策の負担について (高橋委員)</p> <p>北電は、先ほど申しあげましたけど再稼働を26年の12月を目標としているということでございます。</p> <p>この目標は現在進めている防潮堤が完成する事を見越しての事だというふうに思います。</p> <p>そのことを持って北電は安全だと胸を叩くだろうと思っておりますけれども、それは危険回避の一つである「津波」への対策でしかありません、完全なものでもあり</p>	<p>(経済部長)</p> <p>行政の進め方についてでございますが、原子力規制委員会は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、原子力利用の推進と規制を分離し、規制行政を一元的に担うため、国家行政組織法第3条に基づく、独立性の高い組織として設置されているものと承知しております。</p> <p>その事務局である原子力規制庁は、原発の安全性の確保のための規制等を担う機関として、組織の独立性を確保し、事務執行に当たっていただきたいと考えております。</p> <p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>原発の費用等についてでございますが、北電は、泊発電所の維持管理費用につきましては、電気料金に反映済みであり、また、2011年度以降に生じた地震や津波等の安全対策に係る工事費用につきましては、今後要するものも含め、再稼働後に電気料金として反映するとしております。</p> <p>なお、泊発電所の再稼働により火力発電所の燃料費</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ません。</p> <p>これまで、北電は、停止した原発の維持費に約7,300億円投じたとされています。先に建設した防潮堤は液状化で使い物になりません。海底の岩盤に届く新たな防潮堤の建て直しを今しておりますけれども、安全対策費が約3,000億円かかる、さらにそれを超えるかもしれないという可能性があります。1キロワットの電力も生んでいない原発に多額の費用が注ぎ込まれているわけであります。これは、私たちの電気料金に上乗せされているのか伺います。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>火力発電に使う原油がこれから以降どうなっていくか見通しも立たない状況でありますけれども、いずれにしても26年12月に原油が元の値段に戻るなんていう保証も全くない訳でありますから、そうなってくると、さらに、この費用について電気料金に上乗せをされるということになるわけです。そして、稼働するかどうか、まだ分からない状況でもあります。北電は損益分岐点をどのように考えているのでしょうか。どれだけお金をつぎ込んででも泊原発を動かさなくてはならない、国策だから、そういう風に思っているとしたら大きな間違いであります。そのツケをすべて道民に被せてしまっている。これはちょっと大変なことではないかなというふうに思っています。</p> <p>(五) 基準地震動について (高橋委員)</p> <p>さて、規制委は、北電が示した原発の耐震設計の目安となります「基準地震動」を了承しました。</p> <p>これまで620ガルでしたけれども、今回は693ガルに引き上げました。この説明に10年間の時間を費やしました。さすがに規制委は先ほど申し上げたとおり、さまざまな手を使って、北電が早くこの地震動についてクリアできるように、手を貸してやったということになるわけでございます。このことを「泊3スペシャル」というふうに規制委の中では言われているようでございます。</p> <p>新しい基準地震動が693ガルですけれども、近年、北海道が経験した地震では、2018年の「北海道胆振東部地震」が記憶に新しく、道議会も厚真町に赴いてその被害の大きさを目の当たりにしました。</p> <p>この地震の震度は最高震度7、マグニチュード6.7、観測された最大加速度は1796ガルです。693ガルの耐震基準地震動は安全なのでしょうか。</p> <p>2007年の中越沖地震前の柏崎刈羽原発の基準地震動は450ガルでした。地震後に1号機から4号機は2300ガル、5号機から7号機は1209ガルに引き上げられたんです。したがって、1018ガルでも大丈夫だという、こういうことになったわけです。</p> <p>これはあの、比較できるかは分かりませんが、三井ホームの個人住宅の加振最大加速度は5115ガルです。泊原発は一般住宅よりかなり低いものとなっておりますけれども、どのように認識されているか、お知らせください。</p>	<p>削減につながるため安全対策に係る費用を加味した上で、適正な料金水準で値下げしたいとしております。</p> <p>(環境安全担当課長)</p> <p>基準地震動についてであります。基準地震動は、原子力施設において安全上重要な施設の耐震安全性を確保する上で基準となる地震の揺れであり、泊発電所に関しては、6月9日の審査会合において、規制委から、「概ね妥当な検討がなされている」として、了承が得られたものと承知してございます。</p> <p>一般住宅における地震動との違いについて、規制委では、「基準地震動は、硬い地盤における地震動として策定されるものであるのに対し、一般住宅などの家屋に関し言及される地震動は、それよりも軟らかい地盤の揺れの大きさを示すものと考えられ、同じ震源であっても、地震動が大きくなることもあり、両者の数値は比較できない」との考え方を示しており、道としても、そのように認識しているところであります。</p> <p>いずれにしても、現在行われている適合性審査の中で、今後、泊発電所の施設について、規制委から了承された19ケースの基準地震動を用いて、耐震性が確認されることになっているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質問】 (高橋委員) 泊原発は硬い岩盤の上にあるから、そして一般住宅は地上にあるから揺れが違う。したがって、数値は比較できないんだ、ということですね、そういうことですよね。で、これは地上の揺れが地下の揺れより大幅に大きくなるという、こういう法則性はないんですよ。法則はない。それは考え方の一つ。そうなると原発の基準地震動と加振最大加速度を比較することは可能だと書いてます、文献でも。専門家の意見を書いています。いかがでしょうか。</p> <p>【再質問】 (高橋委員) 先ほども言ったように、そういう考え方に立っているというだけなんです。したがって、比較検討ができるという数式を持っているということもあるんです。ですから必ずしも、これは大事なことですからね、このことによって、事故があったときに大変な状況になる、地震があったときに大変な状況になるか、ならないかというのは大切な問題なんです。今回、620ガルから693ガルになぜ上げたんですか。今までの中で安全だというのであれば、620ガルから693ガルに上げる理由はないはずですよ。ですけど上げたんです。なぜなんですか。そしてまた、そのために、どこを補強をして、どのような工事をしたのか、お知らせください。</p> <p>【再質問】 (高橋委員) これからどのような工事をするかどうかは、693ガルという数字ありきで、それに対してどういう耐震の工事をするのか、これからですという話ではちょっと逆じゃないでしょうか。こういうような対策を打ったから基準地震動を引き上げますよと、それについて規制委は「そうですか、それでは分かりました。」と言うならいいんですけどね。規制委が先に「693ガル、分かりました。さあ北電さん何やるんですか。」、これから、じゃあどこを強化していくか、耐震をやっていくか、ということを考えます。ちょっと逆じゃないですかね。</p> <p>【再質問】 (高橋委員) 水掛け論だからこれ以上やりませんが、本来であればこういうふうに強化したから、693ですって北電の方が言って、それに対して規制委が審査をするということですよ。それがちょっと伝わってこないですよ全然。いいです、これはこれで。ちゃんときちんと主体をもってやってください。どこにどういう強化をするのか。基準地震動をね。耐震をどこに強めていくのか。どういう工事をするのか。後ほどまた聞く機会があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>これも基準地震動が来てもですね、直ちに事故になる訳ではないという考え方もあるかもしれません。こ</p>	<p>(原子力安全対策担当局長) 基準地震動についてのご質問でございますが、繰り返しになりますが、一般住宅における地震動との違いについては、原子力規制委員会では、基準地震動は硬い地盤における地震動として策定されるものであるのに対しまして、一般住宅などの家屋に関し及される地震動は、それよりも柔らかい地盤の揺れの大きさを示すものと考えられ、同じ震源であっても地震動が大きくなることもあり、両者の数値は比較できないとの考え方を示しており、道としてもそのように認識しております。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) 基準地震動についてでございますが、震源を特定しない地震動の評価において、いわゆるバックフィット制度、これによりですね、見直しを行ったことにより、620ガルから693ガルにですね、引き上げられたものと承知しております。</p> <p>いずれにしましても、現在行われている適合性審査の中でですね、今後、泊発電所の施設については、規制委から了承された19ケースの基準地震動、こちらの基準地震動が用いられまして、耐震性が確認されるということになっているというふうに認識しております。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) いずれにしましても、現在行われている適合審査、こちらの中で基準地震動を用いて、耐震性を評価・確認されて、そのあと工事ということになっていきますので、そういった手順だというふうに承知しております。</p> <p>(環境安全担当課長) 原発の耐震についてであります。耐震設計については、放射性物質の放出を防ぐ機能を有した設備や、原子炉を安全に停止させるための設備、また、冷却状態を維持するための設備など、その重要度に対応した耐震性の確保が求められているところでございます。</p> <p>なお、新規基準においては、万一の際のシビアアクシデントに対応するため、電源など安全機能の喪失や事故の進展を食い止めることを目的として、電源車や給水車などの可搬型設備を配備するとともに、必要な要員の確保や手順などの体制整備について求められているところであり、現在、規制委において審査が行われているものと認識しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>これは、スピード違反しても事故につながるかどうかはわからないというのと全く同じことになるわけで、これはですね、どこに信頼性があるかは全く違うんです。スピード違反はしないことが一番なんです。</p> <p>ですから、先ほど言った通りですね、今直近で行けば2018年の地震ですね、ありました。これはかなり大きなガル数です。そこにやっぱりきっちり合わせていくというのは、本来の姿であると思いますので、693でMAXというわけにはいかないというふうに私は思っております。</p> <p>そして、心配なのは、原子炉建屋、格納容器ではなくて配管なんですよね。細い配管がたくさん入っている。そして冷却をする。そしてそこに配電も入っている。電気は大切で、これによってですね、冷却水を循環させているということですね。この三原則は「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」ですから。この一つでもだめであれば、大事故になってしまいます。これは教訓ですよ。</p> <p>今ウクライナのザポリジェ原発でも、電気、配電のところに着目しているんですよ。どちらかはわかりません。そして取水口、こども止めようとしています。そうすると、原発は黙ってアウトになるから。</p> <p>言いたいことは、先程も言いましたけれども、大事なのは格納容器や建屋ではなくて配管・配電なんです。これは福島原発で経験したことです。ご見解をお伺いしたいと思います。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>それは代替案ですね、原発で何かあって、電気が止まった、水が循環できなくなった代替案です。代替案があるのは当然のことだから、それはそれで否定はしませんけれども、配管というのは強化出来ないんですよ、残念ながら。本来。</p> <p>ですから、先ほど言ったように一番問題なのはそこだろうというふうに思います。ガル数をあげて、安全対策を高くするのであれば、当然のこと、こちら辺から手をつけていかななくてはならないというわけで、どういう工事をするのか、後ほどまたお知らせ願いたいというふうに思います。</p> <p>2020年11月4日の衆院予算委員会で、当時の菅首相は「しっかりした避難計画が作れない中で再稼働を実態として進めることは無い。」というふうに明言いたしました。</p> <p>泊原発UPZ圏内の人口は避難計画が作成された平成28年には約7万8,000人を超えていました。</p> <p>この人口の方々をバスで避難させるには、50人乗りのバス1,560台が必要です。昨日は予算特別委員会で白川委員が1,800台必要だというふうに言われました。</p> <p>知事は「バス協会と要領を結んでいる。だから、バス協会から各バス会社の方に言えばそれはそろうんだ。」という話をしていました。</p> <p>道内に1,800台のバスがあるんですか。例えば、観光バスはどうなんでしょう。じゃあ路線バス、過疎地の大事な足である路線バスを止めて持ってくることになるのか。1,800台用意しなければならないということになれば、現実的な対応になるんでしょうか。</p>	

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>そして運転するのは運転手です。運転手は自分の命です、まずは。会社の命令より自分の命。</p> <p>じゃあ自衛隊を頼むという話をしていました。</p> <p>自衛隊には1, 800台の移動用の機材とか用意できるんでしょうか、非常に考えづらいなというふうに思うわけでありませう。</p> <p>今は自家用車での避難も一部認められておりますけれども、渋滞が予想される。冬期間はどうするんだ、最近のこの大雪の中で車線は必ず一車線潰れてしまっている状況になってくる。避難道は確保されているのか。観光客は、外国語対応は、悩みはつきない訳であります。</p> <p>危機管理監は「避難計画は不断に見直していかなければならない」というふうに答えていましたから、しっかりした避難計画に近づけていくということが大事ですけれども、そうは言っても犠牲者は覚悟しなければならないということになるわけでありまして、こういうことがあってはいけないというふうに思っています。そうなれば、再稼働は首相が約束しているように進めることがなかなかできないのではないかとこのように思うわけでありませう。</p> <p>(六) 80年代まで稼働かについて (高橋委員)</p> <p>泊3号機は2009年に稼働して、11年の福島の原発事故後運転を停止しています。今年で12年になります。GX法にあるように原発の耐用年数60年プラス停止していた期間を上乗せすると、北電の目論見どおり2026年に再稼働したと考えても、75年間、すなわち2009年から75年間ですから2084年まで稼働させることができるということになる訳であります。</p> <p>これは現実的だというふうにお考えでしょうか。</p> <p>「石炭ガス化発電」、これは私も大賛成です。北海道は再生可能エネルギーの宝庫であって、そのポテンシャルは大きいと、これは知事も言っております。11日の道新には蓄電池を積み込んだ電気運搬船の記事がありました。その中で50年には道内の再生可能エネルギーが61.7ギガワット、つまり6170万キロワットの発電がされる予測となっている訳ですね。その他にも新しい脱炭素の新しいエネルギーが開発されるのは明らかだというふうに思っております。</p> <p>近未来のエネルギーについて道の見解をお伺いします。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>これも知事も言っております、再生可能エネルギー、これは今回「エネルギー、デジタル、食」とこれらが大きなテーマとなっております。そういうことで再生可能エネルギーにどんどんシフトしていくということになるというふうに思っておりますので、これから以降の議論はまたさまざまな形でやっていくのかなと思っております。</p>	<p>(資源エネルギー局長)</p> <p>原発の運転期間についてでございますが、先の通常国会において、GX脱炭素電源法が成立し、原発については、規制委員会による安全性確認を大前提とした上で、引き続き、運転期間の上限を40年とし、これを超えて運転する場合には、一定の事由による停止期間はカウントに含めないとされたことと承知しております。</p> <p>道といたしましては、原発は、何よりも安全性の確保が大前提であり、原発の安全性や必要性については、運転期間の取扱いも含め、国が責任を持って、ていねいな説明を行い、国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要と考えてございます。</p> <p>また、道では、2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現を目指し、化石燃料をはじめとしたエネルギーの利用をできる限り減らしつつ、エネルギーの需給の安定や事業性を確保しながら、地域に豊富に賦存するさまざまな資源を最大限活用してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 北電の余剰電力について (高橋委員) 北電は、他の電力会社にはない余力電力を持っており ます。 余力電力は「日本卸電力取引所」で取引されますけ れども、北海道が一番電力を使用する2月では44万 キロワットの余剰があります。8月では36万キロワ ットの余剰電力があります。 26年に本格稼働するラピダスは、使用するエネル ギーを再生可能エネルギーに依存したいとの考え方を 明らかにしています。 北電は、そのことを意識してか、「再生可能エネル ギーを増量するスピードを上げていきたい」というふ うにお話していました。30年度には20年度に比較 して、さらに再エネ電源を30万キロワット増やすと いう、北電の方でそういう計画を持っているようで ございます。そうなれば当然、火力発電は減っていく ということになるだろうと思います。 今後、データセンターの誘致も活発化していきだ ろうというふうに思っておりますけれども、一方で人 口は減少して行って、電気の消費量にも影響されるだ ろうというふうに思っております。 道新では、先ほど申し上げましたけれども、50年 には道内の再生可能エネルギーは6,170万キロワ ットと予測されている記事が掲載されました。電力の 需要見込みと、道のエネルギーミックスは今後どのよ うに推移するのかお伺いをしたいと思います。</p> <p>(高橋委員) ラピダスが来ようが、データセンターが来ようが、 どんと来いというくらいの余力電力はあると、心配な いということだろうというふうに思っております。</p> <p>(八) 受け入れない条例について (高橋委員) 道が地元幌延町など多くの反対の意見を聴取して、 さらに、政府との交渉で最終的には幌延深地層研究施 設を受け入れることを決断しまして、その代償措置と して、地元との約束事である放射性廃棄物は受け入れ られない、つまり、研究施設は受け入れるけれども北 海道を最終処分地にはしないという、約束の形を作り ました。これが「北海道における特定放射性廃棄物に 関する条例」です。これを遵守する事は当然でありま す。これを反故にする事は、幌延の深地層研究施設を 廃止して引き上げてもらうということが前提である ということはお当然のことだと思います。 知事は、この条例を擁護する義務を果たさなければ なりません。 昨年の衆議院選挙において毎日新聞が候補者にアン ケート調査を行いました。 道内選出の与党現職の2人は道条例を遵守すべきと する考えを示しました。さらに2人は持ち込んだ場合 の道条例との整合性が問われると言いました。もう1 人は政府は沖ノ島へと検討していると答えています。 道内の与党衆議院議員10名中5名が道条例に重き を置いているという答えでありました。あとの5人は 「どちらでもない」と回答しています。そして、十分</p>	<p>(資源エネルギー局長) 今後の需給見通しについてでございますが、この度 のラピダス立地に伴い、半導体関連企業の立地が進展 することにより、電力需要の一定の増加が見込まれて おります。 また、将来的に電力の安定供給に必要となる電源に つきましては、国のエネルギー基本計画において、地 域を超えて効率的に確保されていくことが想定されて おりまして、こうした観点から、電源構成につきまし ては、国内における地域間の融通などを踏まえ、国全 体で適切に設定されるべきものと考えておりますが、 道といたしましては、引き続き、再生可能エネルギー が主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組んでま います。</p> <p>(経済部長) 特定放射性廃棄物に関する条例についてであります が、この条例は、幌延深地層研究の受け入れにあたり まして、道内に最終処分場を受け入れる意思がないと の考えにより道議会でのご議論を踏まえて制定され たものでございまして、道といたしましては、この条 例を遵守する必要があると考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>な議論が必要、今は賛成・反対を議論する段階には無いという見解を示しています。</p> <p>道内選出の与党議員は立候補するに当たり、道民にそのように約束したわけであります。</p> <p>知事も当初条例遵守を語っていましたが、最近ちょっと変だなと思っているのは、「現時点で」と必ず付けるようになりました。かなりトーンダウンしているなというふうに思っています。これは道民の不安を煽ることになるわけであります。</p> <p>道条例の遵守をその任務とされております、現場の最高責任者である部長の認識をお聞きます。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>まさしくその通りであります。この条例は幌延の研究が終わっても引き続き続いていく、これは当然の話であります。きちんと遵守をしていただきたいというふうに思います。</p> <p>(九)「脱原発の視点に立って」について (高橋委員)</p> <p>もう一つ、北海道新エネ・省エネ条例の前文にあります『脱原発の視点に立って』という文章は先ほども触れましたけれども、国のGX法が可決しまして、原発の再稼働やリプレースを推進する事になった現状を踏まえてもお、政府は「第6次エネルギー基本計画」において「可能な限り原発依存度を低減する」という文章を残したことを踏まえても、道の条例は維持していくべきだというふうに思います。</p> <p>道は、今後、ゼロカーボン強く推進する覚悟であり、知事もその公約に先ほど言ったように3つのキーワードを挙げました。「北海道のポテンシャルを最大限に発揮する」と所信表明演説もしているところでございます。</p> <p>いわんや、エネルギーに北海道のポテンシャルを最大限に発揮するという事は、今後、洋上風力も含めて再生可能エネルギーに大きくシフトしていくことによりよろしいかお伺いします。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>今のお答えで、言わんとしていることはわかりました。</p> <p>今後、折に触れていろいろと質問させていただきたいということをお願いして、質問を終わります。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>エネルギー政策についてであります。電力は暮らしと経済の基盤であり、安全性を前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、社会経済の変化にも柔軟に対応できるように、さまざまな電源が持つ特性を活かされた多様な構成としていくことが重要でございます。</p> <p>道といたしましては、省エネ・新エネ促進条例に基づき、2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現を目指し、エネルギーの地産地消や大規模でコスト低減が見込まれる洋上風力などを促進し、本道に豊富に賦存する再生可能エネルギーが、主要なエネルギー源の一つとなるよう、各般の施策を推進してまいります。</p>